

令和4年6月8日

宿泊施設の調査業務等への従事者派遣業務に関する公募型プロポーザルに関する質問について

標記プロポーザルに関する質問について、以下のとおり回答します。

1 業務従事者数

業務従事者数は変動する可能性があり、増減するとありますが、3月末までの業務計画等をご提示頂くことはできないでしょうか。

⇒ 新型コロナウイルス感染症による影響で宿泊施設の稼働状況等も変動することから、業務計画を提示することは困難ですが、本市が設置している民泊の問い合わせ窓口である「民泊通報・相談窓口」において、ピーク時には約260件/月にあった問合せが、現在10件/月に満たない状況であることから、当初は少人数での派遣を予定しています。

一方、今月10日より条件付きながら海外観光客の受入が再開される見込みであり、今後、海外観光客や国内観光客の増加に伴って、民泊に係る通報や相談等が増加した場合等は業務従事者数の増加をお願いする可能性があります。

2 業務従事者数

業務従事者の増減がある場合、事前に連絡を頂けるとありますが、どれくらい事前にご連絡を頂けますでしょうか。

⇒ 事前の連絡日数については、受託候補者の皆さまから御提案いただく形になります。本市では、提案評価項目に「人員の増減に対し、対応が可能か。（増減に要する期間はどの程度か。）」（評価点最大10点）を設けておりますので、受託候補者の皆さまからの当該御提案内容を評価します。

3 予算

営業交通費も予算で賄う事になりますでしょうか。

⇒ 営業交通費も予算で賄います。

4 派遣元の責務

やむを得ず、業務従事者を交代する場合、事務引き継ぎを前任の従事者と重複する場合の費用はご請求する事が可能でしょうか。

⇒ 業務の引継ぎでやむを得ず前任の従事者と後任の従事者が重複する場合は、引継ぎに要した期間について、両者の費用を請求することが可能です。

5 業務内容

調査予定件数はどれくらいを想定されておりますでしょうか。

⇒ 業務委託仕様書の「10 業務内容等 (2) 管理運営状況等に関する調査業務」については、主に住宅宿泊事業法に基づく届出施設を調査予定ですが、本市職員と業務従事者により約240件の調査を行う予定としています。また、この他に、本業務において旅館業法に基づく許可施設の立入調査を行う可能性もあります。

なお、どちらの調査業務であっても、本市職員が事前に業務従事者に対し、調査方法等含めた必要なレクチャーを行います。